

令和5年8月7日

新潟地方最低賃金審議会長

長谷川 雪子 殿

新潟地方最低賃金審議会

新潟県最低賃金専門部会長

長谷川 雪子

令和5年度新潟県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和5年7月7日、新潟地方最低賃金審議会において付託された令和5年度新潟県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおり  
の結論に達したので報告する。その上で、当審議会としては、中小・小規模事業者が継続  
的に賃上げできる環境整備に取り組むよう、別紙2のとおり政府に対し強く要望すべきで  
あることを申し添える。

また、別紙3のとおり、平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度  
地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」の考え方に基づき最新のデータにより比較  
したところ、令和3年10月1日発効の新潟県最低賃金(時間額859円)は令和3年度  
の新潟県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員

長谷川 雪子

佐々木 桐子

磯 部 亘

労働者代表委員

梅野 孝一

桑原 典子

田辺 綱男

使用者代表委員

池田 弘

徳武 裕一

八木 威

## 新潟県最低賃金

- 1 適用する地域  
新潟県の区域
- 2 適用する使用者  
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者  
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1時間 931円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日  
法定どおり

## 政府への要望

今年度の改定額は、原材料価格やエネルギー価格等が上昇する中、特にエネルギーコストや労務費コストの価格転嫁が十分でないといった企業経営を取り巻く環境を踏まえれば、特に中小企業・小規模事業者の賃金支払能力の点で厳しいものであると言わざるを得ない。

中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配意しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し要望する。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、対象となる事業場を拡大など要件見直しを行うとともに、最低賃金引上げの影響を強く受ける小規模事業者の実情を踏まえ、活用しやすくなるよう、より一層の実効性ある支援の拡充を強く要望する。また、最低賃金の地域間格差を是正しつつ、引き上げていくためには、最低賃金が相対的に低い地域において、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備が必要である。このため、業務改善助成金について、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充を強く要望する。さらに、中小企業・小規模事業者において業務改善助成金の活用を推進するための周知等の徹底を要望する。

加えて、中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組むことが必要である。その際、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討することも必要である。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等の徹底を要望する。

さらに、価格転嫁対策については、「中小企業・小規模事業者の賃上げには労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠である」という考え方を社会全体で共有し、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」(令和3年12月)・「改正振興基準」(令和4年7月)に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化を要望する。特に価格転嫁が顧客離れに繋がりやすい、運輸業、宿泊業、飲食サービス業、小売業などにかかる実効性のある対策を強く要望する。

これらの要望が速やかに実施されることを期待する。

## 新潟県最低賃金と生活保護との比較について

## 1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 新潟県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 859円
- (3) 発 効 日 令和3年10月1日

## 2 生活保護水準

- (1) 比較対象者  
12～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度  
令和3年度
- (3) 生活保護水準（令和3年度）  
生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の新潟県内人口加重平均に  
住宅扶助の実績値を加えた金額（97,780円）。

## 3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額（註）と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると新潟県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）1箇月換算額

859円（新潟県最低賃金）×173.8（1箇月平均法定労働時間数）

×0.816（可処分所得の総所得に対する比率）＝ 121,824円

令和5年7月12日第2回目安に関する小委員会での配布資料 2「生活保護と最低賃金」のグラフのデータに示された比率。